

平成20年度下呂市財政健全化判断比率
・資金不足比率審査意見書

平成21年8月24日

下呂市監査委員

下 監 第 29 号
平成21年 8月24日

下呂市長 野 村 誠 様

下呂市監査委員 中 島 春 生
下呂市監査委員 中 島 博 隆

平成20年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成20年度下呂市一般会計・特別会計及び公営企業会計の健全化判断比率の状況、連結実質赤字比率等の状況、実質公債費の状況、将来負担比率の状況と公営企業会計に係る資金不足額等について審査したので、その結果について次のとおり意見を付けて提出します。

平成20年度 財政健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成19年度	平成20年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	12.91%
連結実質赤字比率	—	—	17.91%
実質公債費比率	14.2%	13.8%	25.0%
将来負担比率	63.1%	74.3%	350.0%

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示。

【審査資料】

- (1) 総括表① 健全化判断比率の状況（平成20年度）
- (2) 総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成20年度）
- (3) 総括表③ 実質公債費の状況（平成20年度）
- (4) 総括表④ 将来負担比率の状況（平成20年度）

平成20年度 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称	平成19年度	平成20年度	資金不足比率基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下呂温泉合掌村事業会計	—	—	20.0%
金山病院事業会計	—	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	—	20.0%

※ 資金不足がないため、資金不足比率は「—」で表示。

【審査資料】

(1) 2①表 公営企業会計に係る資金不足額等